特定用途免税制度（USDFS）にかかるインドネシア共和国工業省等への確認内容

２００８年7月
ＪＥＴＲＯジャカルタセンター

（1）　一般

①　USDFS のユーザー登録に関し、早急な事務処理が求められるところ、人員、組織等のインドネシアにおける体制は整っているのか。例えば、サーベイヤーの権限である、現地調査の体制、Letter of Verification（LOV）　の体制について承知したい。

⇒サーベーヤーとして、PT.　Surveyor　Indonesia　が指名された。既に、オンラインの申請体制を構築しており、申請マニュアルも準備されている。人員、組織も整備され、10　営業日以内の LOV の発給体勢は整っているとの説明。

②　EPA 発効直後に USDFS のユーザー登録が未了の間、貨物がインドネシアに到着した場合、財務大臣令９６号１１条によれば、2ヶ月間の猶予期間があり、その期間中に支払った関税は還付対象になるとしている。本件申請にあたっては、工業大臣令が公布されるタイミングで既に申請期間が2ヶ月を切っており、適正に処理をお願いしても、時間切れになってしまう懸念があるところ、サーベイヤー（Letter　of　Verification）、及び、税関当局（Decree）の適切かつ迅速な発出をお願いしたい。

⇒還付は本制度の過渡期である2ヶ月に限定されるもの。USDFS の登録に要する期間は、サーベイヤー＋工業省で最大 10 営業日、財務省で最大 5 日営業日の両方で最大 15 営業日。大臣規定に定められていることなのでことは絶対に守られる。従って、9月1日での対応は可能。ただし、15　営業日の起算点は申請に必要な書類が整い、サーベイヤーにおいて登録番号を取得した日。

③　手数料については、インドネシア工業省規則（27/m-ind/per/5/2008）に基づき、審査基準額に基づいて実費ベースで計算され、上限を輸入額の1%とすると聞いている。関税をゼロとした趣旨からすれば手数料は必要最低限、かつ、透明性のある価格設定であるべきであると考えるところ、適切に運用願いたい。また、手数料は、1年に1度 Verification を取得する際にだけ支払うものと理解しているが、その確認を求めたい。

⇒手数料は輸入額の1％が最大。免税割合が　5%だから適当と考えている。また、手数料の額は実費に基づいてサーベイヤーと申請者が交渉して定めるものであり、その計算基準はサーベイヤーから示される。

④　スクラップの取り扱いについて、GIAMと同様、インドネシア国内での実際の販売価格に対し５％の税を支払うことで国内売却できると理解しているところ、その確認を求めたい。

Copyright (C) 2008 JETRO. All rights reserved

⇒本制度を活用した物品のスクラップは基本的にはユーザーが使用すべきもの。サーベイヤーが検証した結果に基づき、工業省か税関総局が承認すれば国内への売却も可能と思われる。スクラップは、輸入した原状を維持していないので市場価格が基準となる。

⑤ コイルセンターにおいて、生産変動による過剰在庫が発生した場合の処理について。本制度がインドネシアの自動車・二輪や電子電機産業等の振興であることに鑑みれば、ユーザーたるこれら業界の円滑な生産を支えるため、一定の在庫を抱えておくのは必要なこと。従って、有効期間である1年後に余剰が発生した場合には、スクラップと同様、税を支払うことで国内売却できる制度設計が必要である。

⇒余剰在庫については、再輸出や国内で販売される可能性があるので、サーベイヤーが在庫の用途について調査する必要があり、そこで本制度の下で使用されることが確認できれば、免税のままとなる。ただし、本制度のターゲットである4セクターにおける使用外の場合には、免税を受けたまま販売することはできない（要再確認）。

⑥ オンライン申請の準備状況。
⇒準備できている。

⑦ 本制度使用者として認可を受けたコイルセンターが、ユーザー（自動車・二輪業界等）からの要求によって、自己の責任と監督のもとに、外部への委託加工によりユーザーからの発注に応える。この場合、制度の趣旨から考えれば、当該委託加工部分についても、ＵＳＤＦＳの利用が認められるべきと理解しているところ、その確認を求めたい。
⇒どういう形態をとっていたとしても、最終的に 4 産業分野に製品が納められるのであれば対象となる。SSC（サービス・スティール・センター）については、その証明ができるなら良い。その証明として、関係者間の契約があれば適用される。

⑧ サーベイヤーが Verification（関税総局長が財務大臣決定書）を発行する、国内6箇所の港は具体的にどこか。

⇒（後日、関税総局に確認したところ、現在、タンジュンプリオク、スカルノハッタで電子申請・発行のシステムを構築しており、これにより取得した決定書のコピーを国内すべての税関で利用可能になる予定とのこと。）

⑨ 自動車業界等、最終ユーザーの事務面では、現行 GIAM 同様の手続きと考えるが、その判断で正しいことを確認したい。

⇒基本的に同じである（要再確認）。

⑩ 自動車のアセンブラー等自身が鉄鋼を輸入し、部品業界に委託加工し、ユーザーが最終ア

Copyright (C) 2008 JETRO. All rights reserved

センブルを行う場合は、当然にアセンブラーがＵＳＤＦＳ利用者として認められるとの理解だが、どうか。

⇒⑦の回答のとおり、認められる。

⑪ 工業省令規定№４３に関連する金属・機械・繊維・その他の産業総局長規則、財務省令規定№９６に関連する関税総局長規則はいつでるのか。

⇒関税総局長令は既に準備できているが、公表はしていない。速やかに公表したい。ただし、ＵＳＤＦＳ関係の規則はまだ準備ができていない。工業省が出す規則はアンサリ総局長のサイン待ちの状態。

（2）手続細則（OP）Section3　Note2 Rule4 関連

⑫ 工業省令を見るに、スティールサービスセンターは作業契約（パーチェシング・オーダー（ＰO）等）に基づく、製造活動に限り本制度の運用が可能とあるが、現実にはスティールサービスセンターがＰＯ等を取得して、作業契約を証明するのは商慣習上、不可能。例えば、いわゆる「フォーキャスト（生産・納入見通し）」をつけることでも代用可能であると考えるが、どうか。

⇒SSC が輸入する材料を対象産業に納入することを証明できるものがあるのであれば、必ずしもPOでなくてもよく、POと同じ内容が記載されている文書（数量が確認できる文書）でよい。ただし生産予定を示すだけのフォーキャストのようなものでは代用できない。

⑬ 本ルール中（b）では申請書類に記載すべき事項が定められているが、具体的な申請書類のフォームの添付がなく、工業省令にも添付がないが、どこに公表される予定か。またどこで入手可能か。

⇒サーベイヤーから提供あり。

⑭ 申請から１０日以内に LOV が出されるとなっている。初めて申請する場合には On-site 検査も入ることになっているが、すべての検査を含めて１０日以内に発給すると理解しており、円滑な審査及び発給手続きを要望。

⇒申請に必要な書類が整っていることを条件に、必ず 10 営業日以内に LOV を発給する。

（3）手続細則（OP）Section3　Note2 Rule５関連

⑮ LOV 発給後、財務大臣決定書を得ることになっているが、この決定書は LOV の有効期間内（1年）におけるすべての輸入に関する財務大臣からの許可証と理解しており、適正な手続きを期待。

Copyright (C) 2008 JETRO. All rights reserved

⇒（後日、関税総局に確認したところ、サーベイヤーに提出のあった情報を関税総局もシェアして決定書の発行を円滑に行えるシステムをサーベイヤーと協議しているとのこと。）

【その他の質疑回答】

Q１　USDFS の対象品目の中には、インドネシアで生産ができるものも含まれている。対象品目の見直しを求めたい。

⇒本品目リストは、日尼交渉の結果であり、必ずしも尼産業界の要望が１００％満たされていないかもしれないが、外交交渉の結果として了解してほしい。5年後に見直すこととなっている。

Q２　サブコントラクターとの関係において、コイルセンターのキャパシティよりも大きい量の原材料を輸入しなければならない場合はどうするのか。

⇒キャパシティをオーバーしている場合、製造できないのだから、対象外となる。

Q３　EPA 原産地証明書が未達のため、輸入申告時に提示せず通関した場合の関税の還付について、財務大臣規定には何ら規定は無いが取り扱いはどうなるのか。

⇒EPA 原産地証明書の添付がなく既に通関したものについては、財務大臣規定に還付に関する規定がない以上、還付請求はできない。原産地証明書が到着するまで、保税地域に蔵地するか、MFN税率で輸入するしかない。

★注意点
本資料は、７月９日（水）に工業省主催で行われた、ＪＩＥＰＡ説明会において、財務省、関税総局、商業省、工業省及びサーベイヤーから説明された内容を、ＪＥＴＲＯ職員が聞き取りまとめたもので、回答内容を書面で確認したものではありません。できる限り、正確な内容にするよう努めましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。USDFS制度の確実な実施のため、具体的な内容の確認は関係各省に個別にとられることをおすすめします。
また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

本資料に関する問い合わせ先メールアドレス：
JETRO ジャカルタセンター　　jkt@jetro.or.id

Copyright (C) 2008 JETRO. All rights reserved